

入札公告（電子入札）

前橋東警察署及び大泉警察署ＬＥＤ照明器具賃貸借について、下記のとおり一般競争入札（事前審査方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年１１月１０日

群馬県警察本部長 倉木 豊史

記

１ 担当部局

〒３７１－８５８０

群馬県前橋市大手町１－１－１

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話０２７－２４３－０１１０

内線２２１４～２２１６

２ 業務概要等

- | | |
|-----------|--|
| （１） 賃貸借件名 | 前橋東警察署及び大泉警察署ＬＥＤ照明器具賃貸借 |
| （２） 賃貸借場所 | 群馬県前橋市天川大島町１－８－１ 前橋東警察署及び
群馬県邑楽郡大泉町朝日２－２７－１ 大泉警察署 |
| （３） 賃貸借概要 | 入札説明書による |
| （４） 賃貸借期間 | 令和８年８月１日から令和１８年３月３１日 |

３ 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- （１） 群馬県財務規則（平成３年群馬県財務規則第１８号。以下「規則」という。）第１７０条の２第３項の規定により作成された令和６・７年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって等級格付区分がＡ等級のものであること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （３） 入札公告の日から入札日までの間において、規則第１７０条第２項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- （４） 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- （５） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （６） 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札説明書の配布期間、場所及び方法

(1) 配布期間 令和7年11月10日(月)～令和7年11月17日(月)までの毎日(ただし、土曜日、日曜日を除く)

(2) 配付方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記による入手が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

5 入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出期間及び方法

(1) 提出期間 令和7年11月10日(月)～令和7年11月17日(月)午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

(2) 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記による入手が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札開始日時 令和7年11月26日(水) 午前9時00分

(2) 入札書提出締切日時 令和7年11月28日(金) 午後4時00分

(3) 開札予定日時 令和7年12月1日(月) 午前9時00分

(4) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札

(5) 低入札価格調査制度 なし

7 その他

詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

前橋東警察署及び大泉警察署ＬＥＤ照明器具賃貸借に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）

2 契約者 群馬県警察本部長 倉木 豊史

3 担当部局

〒 3 7 1 - 8 5 8 0

群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話 0 2 7 - 2 4 3 - 0 1 1 0

内線 2 2 1 4 ~ 2 2 1 6

F A X 0 2 7 - 2 2 1 - 0 8 8 1

4 調達内容等

- (1) 賃貸借件名 前橋東警察署及び大泉警察署ＬＥＤ照明器具賃貸借
- (2) 賃貸借場所 群馬県前橋市天川大島町 1 - 8 - 1 前橋東警察署及び
群馬県邑楽郡大泉町朝日 2 - 2 7 - 1 大泉警察署
- (3) 賃貸借概要 別紙「前橋東警察署及び大泉警察署ＬＥＤ照明器具賃貸借仕様書」のとおり
- (4) 賃貸借期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日

5 条件付き一般競争入札（事前審査方式）に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 1 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 0 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6 ・ 7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって等級格付区分が A 等級のものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第 1 7 0 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第 7 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ア)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1号に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ロ)会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により、業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ハ)組織の理事

(ニ)その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6 入札参加申請書の提出

(1) この公告の賃貸借の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。申請期限日までに申請書を提出しない者は、この公告の競争入札に参加することができない。

① 提出期間 令和7年11月10日（月）～令和7年11月17日（月）午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

② 提出場所 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

(2) 提出する書類は、次のとおりとする。

申請書

(3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行うものとし、その結果は令和7年11月20日（木）までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。

(4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札資格があると認められたものが指名停止措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すとともに、ぐんま電子入札共同システムにより通知する。

(5) その他

① 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 群馬県警察本部は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された書類は、返却しない。

④ 提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書に関する問い合わせ先
3に同じ

7 入札、仕様書等に対する質疑

入札、仕様書等について、疑義が生じた場合は、次により文書で質疑すること。

(1) 提出書式

質問書（様式第2）

(2) 受付期間

令和7年11月10日（月）～令和7年11月17日（月）までの毎日、午前9時から午後4時までとする。（ただし、土曜日、日曜日及び正午から午後1時までの時間を除く。）

- (3) 提出方法
FAX又は持参とする。なお、FAXによる場合は事前に3「担当部局」に連絡すること。
- (4) 提出場所
3に同じ
- (5) 説明を求められたときは、令和7年11月20日（木）までに説明を求めた者に対し、FAXにより回答する。
- (6) 質問に対する回答は、閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間 令和7年11月10日（月）～令和7年11月27日（木）までの毎日
午前9時から午後5時までとする。（ただし、土曜日、日曜日及び正午から午後1時までの時間を除く。）
 - ② 閲覧場所 3に同じ

8 現場説明会
行わない。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札開始日時 令和7年11月26日（水）午前9時00分
- (2) 入札書提出締切日時 令和7年11月28日（金）午後4時00分
- (3) 開札予定日時 令和7年12月 1日（月）午前9時00分
- (4) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札
- (5) 入札執行場所 3に同じ

10 入札方法等

- (1) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、規則及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (7) 第1回の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札において落札候補者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

11 入札保証金 免除

12 契約保証金 免除

13 開札

開札は、9に掲げる日時において、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

14 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札参加資格を有しない者の入札

- ② 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ③ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ④ 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。
 - ⑤ IC カードを不正に使用した者の入札
 - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

15 落札者の決定方法

規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

16 契約金額の内訳書の提出

契約締結後、入札金額の内訳書（物件価格、工事価格、保守価格等が判別できるもの。詳細は契約締結後に指示する。）を提出すること。

17 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、通知を行った日の翌日午後 5 時までに、群馬県警察本部に対して入札参加資格がないと認めた理由について、入札参加資格確認通知書についての説明申込書（様式第 3）により、説明を求めることができる。

18 契約書の作成

別添契約条項（案）により契約書を作成するものとする。

19 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、群馬県競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 入札説明書等の再配布等の禁止
 - 入札説明書、仕様書等の受領者は、次の行為を行ってはならない。
 - ア 入札説明書、仕様書等を第三者へ閲覧させ、貸与または譲渡すること。
 - イ 入札説明書、仕様書等を群馬県警察の承諾を得ずに複写すること。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 倉木 豊史 あて

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

令和 7 年 1 1 月 1 0 日付けで条件付き一般競争入札公告のありました「前橋東警察署及び大泉警察署 L E D 照明器具賃貸借」に係る入札に参加する資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、下記の要件については事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- | | |
|---|--------------|
| 1 令和 6 ・ 7 年度物件等購入契約資格者名簿へ登載されている者であって等級格付区分が A 等級であるもの | 該当する ・ 該当しない |
| 2 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 （破産者等） | 該当する ・ 該当しない |
| 3 群馬県財務規則第 1 7 0 条第 2 項（入札参加制限） | 該当する ・ 該当しない |
| 4 群馬県の指名停止措置 | 該当する ・ 該当しない |
| 5 会社更生法・民事再生法に基づく手続開始の申し立て | 該当する ・ 該当しない |
| 6 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係
[役員名] | 有り・無し |

※ 自社の役員名・役職名を 6 の役員名欄に必ず記載（別紙も可）すること。

質 問 書

入札事業名	前橋東警察署及び大泉警察署 L E D 照明器具賃貸借	
送付年月日	令和 年 月 日	
称号又は名称		
担 当 者 名	氏 名	
	電 話	
	F A X	
質 問 内 容		

※ F A Xにより回答する。

入札参加資格確認通知書についての説明申込書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 倉木 豊史 あて

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 7 年 1 1 月 1 0 日付けで条件付き一般競争入札公告のありました「前橋東警察署及び大泉警察署 L E D 照明器具賃貸借」に係る入札に参加する資格に係る入札参加資格確認通知書において、入札参加資格のない旨通知を受けましたが、さらにその理由の説明を求めたいので、下記の書類を添えて申し込みいたします。

なお、下記の要件については事実と相違ないことを誓約いたします。

記

添付書類

- 1 入札参加資格確認通知書の写し
- 2 同上通知書中で入札参加資格がないと認めた理由に対する反証及びその根拠書類

前橋東警察署及び大泉警察署 LED 照明器具賃貸借 仕様書

1 趣旨

本仕様書は、賃貸人が LED 照明器具（以下「物件」という。）を賃借人に賃貸することに関して、物件の数量、製品仕様等のほか賃貸人が行うことを定めるものであり、前橋東警察署及び大泉警察署 LED 照明器具賃貸借事業に対して適用する。

2 賃貸借の期間

本契約は 116 か月（9 年 8 か月）を賃貸借期間とした賃貸借契約とする。

- (1) 契約期間 契約日から令和 18 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 賃貸借期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までとする。

3 対象施設

- (1) 前橋市天川大島町 1-8-1 前橋東警察署
- (2) 邑楽郡大泉町朝日 2-27-1 大泉警察署

4 賃貸借物品

物件本体及び付属品、その他取り付けに必要な資材等

5 賃貸借契約に含まれる事項

- (1) 物件の調達
 - (2) 既設照明の撤去、処分
 - (3) 賃貸借金利
 - (4) 物件の設置工事
 - (5) 物件の保守（保険費用、緊急修理、不点灯時の対応等）
- 以上の費用を賃貸借料に含めるものとする。

6 物件の設置期限

原則として令和 8 年 7 月 31 日までに物件を設置すること。ただし、賃貸人と賃借人の協議により設置期限を令和 8 年 8 月 1 日以降とすることもできる。この場合、賃貸借期間の始期は設置が完了した翌日とし、賃貸借料は、次式により算定した変更賃貸借料に変更するものとする。なお、設置完了の検査は前橋東警察署、大泉警察署の単位で行うこととする。

【変更賃貸借料の算定式】

前橋東警察署を施設①、大泉警察署を施設②とした場合、

$$\begin{aligned} \text{賃貸借料} = & (\text{原契約の施設①賃貸借料} \times \text{施設①期間変更率}) \\ & + (\text{原契約の施設②賃貸借料} \times \text{施設②期間変更率}) \end{aligned}$$

※賃貸借料は万円止めとし未満は切り捨てる。

※原契約の賃貸借料は、消費税額を抜いた金額とする。

※期間変更率は、次式により算定する。

ただし少数第5位を四捨五入し、少数第4位止めとする。

$$\text{期間変更率} = \text{変更後の賃貸借期間（日）} \div \text{原契約の賃貸借期間（日）}$$

$$\text{変更賃貸借料} = \text{賃貸借料} \times (1 + \text{消費税率})$$

7 物件の数量及び設置場所

別添「現状照明器具一覧」のとおりとする。器具数変更による賃貸借料の変更は、賃借人及び賃貸人で協議の上決定する。

8 物件の仕様及び要求事項

(1) 製品仕様

設置する物件は、別添「現状照明器具一覧」に記載の既存照明器具の新設時と同等の色温度、照度等を確保できるものを選定すること。別添「現状照明器具一覧」に記載の無い事項は、以下の仕様書等（契約日時点の最新版）の定めによるものとする。

ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

イ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

(2) 要求事項

製品については、前号の仕様とともに、次の要求事項を満たすこと。

項目	内容
ちらつき対策	「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」別表第八（86の6の2）エル・イー・ディー・ランプ イ構造（ニ）又は（86の7の2）エル・イー・ディー・電灯器具 イ構造（ヌ）に適合していること。
ノイズ対策	電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
安全対策	直管形 LED に交換する場合や LED 照明を既存の照明器具に誤装着した場合でも、人体に危害を加えるおそれのある電流が流れない構造であること。

照度及びグレア等基準	JIS Z 9110、JIS Z 9125、JIS Z 9126、JIS Z 9127、事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則の基準に適合できる照明器具であること。
------------	---

(3) その他一般事項

ア 採用する物件は、(一社) 公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」においてLED照明器具の評価書を交付されており、かつ、(一社) 日本照明工業会規格 JIL5004「公共施設用照明器具」に対応機種があるとして確認を受けた製造者のものとする。

イ 品質マネジメントシステム ISO9001 及び環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場にて製造された製品であること。

ウ ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品及び新古品を使用することは認めない。雑材料を含め、全て未使用の新品とすること。

エ 投光器及び街路灯は、既設ポール、既設取付架台に設置すること。取りつかない場合はアダプタ等を使用すること。

オ 高天井用の照明器具についてはダブルナットや落下防止用のワイヤー金具等を取り付けるなどして、落下防止対策を図ること。

カ 導入する物件は、製品化されており、かつ製造及び販売が継続中であること。

キ 導入する物件が他者の知的財産権を侵害していないこと。

ク 導入する物件の製造者、製造年及び型式が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。

ケ 導入する物件は、令和7年度群馬県グリーン購入品目別購入ガイドラインに準拠していること。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具についても原則として対象とする。

なお、原則として令和7年度群馬県グリーン購入品目別購入ガイドラインの基準値1を満たすこととし、基準値1を満たす仕様の器具の入手ができない場合に限り、基準値2を満たす器具を認める。

コ 物件を導入する前に、導入する物件の仕様等を明らかにした使用材料承認図と照度分布図を賃借人に提出し承諾を得ること。使用材料承認図は、本仕様書で求める仕様を全て満たしていることを確認できるようまとめること。また、設置工事着手前に使用材料承認図の内容や設置工事の作業内容（(一社) 日本照明工業会ガイド301で定める注意事項に基づく工法）等について、賃借人に事前に詳細な説明を行うこと。

サ 照度分布図を作成する部屋は賃借人と協議し代表的な部屋のみとする。また、照度分布図の作成に当たっては、要求事項としての照度及びグレア等基準を満たしていることを確認すること。

9 物件の設置

(1) 設置作業の概要

対象施設に設置されている既存照明器具を、設置期限までに物件と交換し、各施設の施設管理者が物件を安全に使用できる状態にすること。

なお、物件を安全に使用するために必要な部品や消耗品は、すべて賃貸人の負担で用意すること。

ア 施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。

イ 施設管理者と施工日時、安全管理、養生等に関する調整を十分に行い、受注者の負担で必要な措置を講じること。

ウ 工事期間中は、施設利用者の安全確保に努めること。

エ 資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。

オ 敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。

カ 既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。

キ 現場調査、回路調査等を十分に行うこと。

(2) 物件の導入方法

ア 導入する物件は以下の方式から選択すること。

(ア) 照明器具を一体形 LED 器具に交換（器具交換）

(イ) 直管形蛍光灯を直管形 LED ランプに交換（ランプ交換）

イ ア (ア)を採用する場合、安定器を含む既存の照明器具を撤去すること。物件の設置により天井に隙間が生じる場合はリニューアルプレート等で埋めること。また、必要に応じて天井改修を実施すること。器具の撤去、リニューアルプレート及び天井改修等に要する費用は、賃貸人の負担とする。

ウ ア (イ)を採用する場合は、「日本照明工業会規格 JLMA301（AC 直結 G13 口金直管 LED 光源－安全規格）」及び「日本照明工業会ガイド 3 0 1（既設の蛍光灯器具を AC 直結 G13 口金直管 LED 光源用に改造工事する場合の注意）」に準拠することとし、既設の安定器を確実に撤去すること。また、不要となった配線がある場合は原則として撤去することとする。なお、照明器具や配線等の修理又は交換が必要な場合や不要となったケーブル処理等に要する費用はすべて賃貸人の負担とする。

やむを得ず安定器や配線を残置する場合は、JIS 規格に適合した電気絶縁用ビニールテープによる処理等により安全を確保するとともに、ケーブルタグを付けて使用用途を明らかにしておくこととし、安定器を残置する場合は、残置か所を賃借人に報告し協議すること。

なお、日本照明工業会ガイド 3 0 1 の「容易に脱着できないようにする対策」は、物理的に何らかの手間を加えなければ脱着できないように改造することとし、改造工事後に器具本体に表示する内容は、「日本照明工業会ガイド 3 0 1」の表示例に従うこと。

エ 作業に当たっては現地調査を十分に行い、必要な場合は、賃貸人の負担において劣化したソケット（接触不良、割れ、バネ不良等）及び電線の交換等を実施し、作業後、安全に使用できるように設置すること。また、現地と本仕様書に相違があった場合は賃借人に速やかに報告し、対応を協議すること。

(3) 関係法令の遵守

ア 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、建設

業等関係法令及び電気設備の技術基準を遵守すること。

イ 不要となった既存蛍光灯、撤去した既存器具等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守の上、賃貸人の負担で適正に処分すること。処分する安定器の中にP C Bを含有しているものがあつた場合は、賃借人に報告して対応を協議すること。

(4) 仮設工事

ア 作業や現地調査等による粉塵の飛散並びに既存施設、什器及び備品等に損傷が生じないように、適切に養生をすること。また、作業後は十分に清掃を実施すること。なお、既存施設等に損傷が生じた場合は速やかに施設管理者に報告し、賃貸人の費用負担で原状回復させること。

イ 作業足場は賃貸人の負担とし、法令等に基づき、適切な設置、管理及び使用をすること。

(5) 石綿則第3条関係

建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、石綿予防規則第3条の規定による当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査及び大気汚染防止法第18条の15の規定による当該建築物等における特定工事の有無に関する調査を行い、必要な調査結果の報告、説明、周知等の手続きを行った上で作業を行うこと。

(6) 設置作業に関する条件

ア 作業及び現地調査の日時と方法について、賃借人と協議の上で決定すること。

イ 照明を消灯する場合や照明器具が接続されている分岐回路の開閉器を開放する場合は、事前に日程や手順等を施設管理者と協議の上、実施すること。また、在室者がいる場合は声掛けを行った上で実施すること。

ウ 現地調査や設置作業に備品等の移動が必要な場合は、原則として賃貸人の負担により施設管理者の指示に従い実施することとする。

エ 物件の全数について、賃貸借物件であることが分かるよう表示すること。表示する内容は、賃貸人名、施工業者名、賃貸期間とする。

オ 物件を設置した場所及び数量並びに物件の仕様（型式）をまとめた一覧表を作成すること。

カ 賃貸人は、物件の設置が完了したものは賃貸借期間前であっても賃借人が使用することを認めることとする。

キ 作業に当たり、施設管理者等の賃借人関係者と打合せを実施した場合は、打合せ記録書を作成し、提出すること。

ク 本仕様書に記載されていない事項は、以下の仕様書等（契約日時点の最新版）の定めに従うこと。

(ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

(イ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

(ウ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）

(エ) 建築工事標準詳細図

(オ) 建築工事監理指針・電気設備工事監理指針・機械設備工事監理指針・建築改修工事監理指針

(7) 設置後の試験

- ア 物件の全数について点灯確認を行うこと。また、物件の周辺に設置されている機器は、施設管理者の指定するものについて動作確認を行うこと。
- イ 照度測定は以下に留意の上実施し、事前に承諾された照度分布図と同等の照度であることと製品の要求事項に適合していることを確認すること。
 - (ア) 既存照明器具の新設時の照度を基に作成した照度分布図と、設置した物件の照度が同等であることを確認すること。
 - (イ) 自然光や周囲の照明に影響されない条件で実施すること。
 - (ウ) 測定点は、設置前に実施した照度測定と可能な限り同一とすること。
- ウ 絶縁測定は、設置作業前及び作業後のそれぞれについて、分電盤の分岐回路ごとに測定し、設置作業による絶縁性能の低下が無いことを確認すること。
- エ 試験の結果を現地試験成績書としてまとめ、提出すること。現地試験成績書には、試験の実施日時、気温、湿度、試験者、合否判定基準、合否判定結果を明記すること。
- オ 試験の日時や方法については、施設管理者と協議の上、決定すること。
- カ 試験の結果不具合が発見された場合は、賃貸人の負担と責任において物件及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な交換や調整作業等を実施すること。

(8) 完了検査

物件の設置並びに試験及び測定が完了した後、賃借人の指定する検査員により契約書の定めに基づき完了検査を実施する。

(9) 設置作業を行う業者の条件

賃貸人は、物件の設置作業について下請負契約を締結する場合には、当該契約の相手方を群馬県内に本店又は委託先営業所の所在地を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(10) 現場責任者

賃貸人は、施工品質の確保、施工現場の技術的指導、工程管理及び安全衛生管理等を行う現場責任者を定め、賃借人に通知するものとする。現場責任者は、下記のいずれかの資格等を有し、かつ、賃貸人あるいは下請負契約を締結した相手方と3か月以上の雇用関係がある者とし、資格及び雇用関係を証明する資料を賃借人に提出すること。

ア 建設業法による技術検定のうち1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、電気電子又は総合技術監理（電気電子に合格していること）の技術部門に合格した者

(11) 作業員の資格

施工に当たり、資格を必要とする工事については、あらかじめ作業員名簿及び免許等の写しを提出の上、有資格者が行うこと。

なお、電気工事を行う場合は、最大電力が500kW以上の施設においても、第一種電気工事士により施工するものとする。

(12) 技術指導

賃貸人は、賃借人の指示がある場合には自己の負担で当該機器の製造者から当該機器の取扱いに精通した技術指導員を派遣させ、操作方法や取扱いについて指導を受け

る機会を設けること。

(13) 安全衛生管理

ア 作業者、来庁者及び職員に対して安全を確保した上で施工すること。

イ 原則として、活線作業は行わないこと。施設管理者と協議の結果活線作業となる場合は、保護具を着用して感電事故の防止に万全を期すること。

ウ 施工現場（産業廃棄物保管場所等を含む）は、常に整理整頓を行うこと。

エ 作業時の騒音及び公害の発生に十分に留意すること。

オ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全を最優先にするとともに、二次災害の防止に努めること。

1 0 提出書類

次の書類をそれぞれの提出時期までに提出し、物件の設置が完了した後に全ての書類を完成図書としてまとめ、2部提出すること。

No.	提出書類	提出時期
1	使用材料承諾図（施設ごとの仕様書、外形図等）	設置前
2	照度分布図	設置前
3	施工計画書（計画工程表・施工体系図・緊急時の体制及び対応・仮設計画〔搬出入ルート、資材置場、廃材置場等〕）	設置前
4	現場責任者通知書（資格及び雇用関係を証明する資料を添付すること。）	設置前
5	作業員名簿（資格者証の写しを添付すること。）	設置前
6	下請負契約書の写し	設置前
7	産業廃棄物収集運搬処分に関する契約書の写し	設置前
8	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	設置前
9	産業廃棄物処分業許可証の写し	設置前
10	物件一覧表（施設ごとに、設置場所及び数量等をまとめること）	設置後
11	出荷証明書	設置後
12	製品の取扱説明書	設置後
13	施工写真（各部屋内で照明器具の種類ごとに作業前後の1組を標準とする。）	設置後
14	現地試験成績書 ※使用機器の校正証書を添付すること。	設置後
15	産業廃棄物管理票（E票）の写し	設置後
16	契約金総額の内訳明細書 ※物件の種類ごとに器具1個当たりの設置費、賃貸借料及び保証費用等の内訳を明らかにすること。	設置後
17	保証体制図	設置後
18	打合せ記録書	随時
19	その他賃借人が指示した書類	随時

※ 設置前となっているものは、工事着手2週間前までに提出すること

※ 打合せ記録書は、賃貸人が打合せ終了から1週間以内に作成し賃借人に報告することとし、賃借人は直ちに内容を確認し修正の有無について通知する。

※ 産業廃棄物管理表（E票）の写しを設置工事完了時点で提出できない場合は、他のB票やD票の写しも可とする。なお、E票の写しは、処分業者から提出され次第、直ちに賃借人に提出すること。

※ 工事前の現地調査について、設置予定箇所によっては調査日を指定するので、指定された日程にて調査すること。

1 1 賃貸借期間終了後の物件の取扱い

賃貸借期間終了後においては、本契約により賃貸借した物件本体及び付属品のすべてを賃借人に無償譲渡すること。

1 2 物件の保守

- (1) 物件の保守期間は、物件を設置した日から賃貸借期間満了日とすること。
- (2) 期間中、賃借人が通常使用したにも関わらず、物件及び物件に起因する周辺機器の動作異常、破損、故障が発生した場合は、賃貸人の負担により物件及び周辺機器が正常に動作するように速やかに復旧させること。
- (3) 賃貸借期間中に、器具不良あるいは経年劣化等により、物件が正常に動作しなくなった場合は、物件の交換等を実施するものとし、この作業に必要な物件及びその関連部品・消耗品等並びに技術者の派遣及び作業等の費用は、すべて賃貸人の負担とすること。

なお、この場合において、導入した物件と同一製品が生産中止等により納入困難な場合は、同等以上の性能・規格を有する代替品を用意すること。

- (4) 保守期間中における不具合発生時において、速やかに復旧させることを目的として、電話及びメールによる窓口を設置し、その連絡先を物件の設置期限までに保証体制図として明示すること。

1 3 損害賠償

この契約の履行に伴い、賃借人及び第三者が被った被害については、賃貸人が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補てんされた部分を除く。）のうち賃借人の責に帰すべき理由により生じたものについては、賃借人が負担する。

1 4 支払条件

- (1) 賃貸借料は、令和8年度については、8月～9月分と10月から3月分の年2回払いとし、令和9年度以降については、4月から9月分と10月から3月分の、年2回払いとする。
- (2) 賃貸人は、各区分の賃貸借終了後、請求書を賃借人に提出するものとし、賃借人は当該請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

1 5 守秘義務

- (1) 業務遂行上知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。
- (2) 契約業務を遂行するに当たり、賃借人から図面等各種資料の貸出し、又は支給を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理すること。なお、紛失又は破損した場合は直ちに賃借人に報告し、賃借人の指示に従って対応すること。
- (3) 賃借人より提供された資料等は、本契約遂行の目的以外に使用してはならない。

1.6 賃借人と賃貸人の責任分担

賃借人と賃貸人の責任分担は、原則として表「予想されるリスクと責任分担」によることとする。表に該当しない事項が発生した場合の対応は、別途協議の上決定する。また、表中で賃借人と賃貸人の両方に○があるものは、群馬県建設工事請負契約約款及び業務委託契約約款（建築）の規程を参考に、賃借人と賃貸人の協議の上で決定する。

表. 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			賃借人	賃貸人
共通	本特記仕様書の誤り	本特記仕様書の記載事項に重大な誤りがあるもの。	○	
	安全及び環境の確保	賃貸人が実施する調査、設置作業及び物品の保守等における安全及び環境の確保		○
	第三者への賠償	賃貸人が実施する調査、設置作業及び物品の保守等に関するもの		○
		物件が第三者に及ぼした損害		○
	立入りの許可	調査、作業及び保守のために必要な施設及び部屋への立入り許可	○	
	保険	保守期間のリスク保証に関する保険		○
	制度の変更	消費税の範囲及び税率の改定	○	
		消費税以外の税制の改定		○
		物件の仕様及び施工等に関する法令及び制度等の制定及び変更	○	○
	事業の中止及び延期	賃借人の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対によるもの	○	
		設置作業に必要な許認可の取得遅延に関するもの		○
		賃貸人の事業放棄又は破綻によるもの		○
	不可抗力による損害	賃借人及び賃貸人のいずれの責めにも帰することができない損害	○	○

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			賃借人	賃貸人
物件の設置	賃金水準又は物価水準の変動	急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、賃貸借料が著しく不適当となったとき	○	○
	作業用地の確保	資材置場及び廃材置場の確保 (施設内に確保する場合に限る)	○	
	計画の変更	賃借人の提示条件の不備によるもの	○	
		上記以外		○
	作業遅延及び未完工	賃借人の責によるもの	○	
		上記以外		○
	作業費用の増大	賃借人の指示、都合によるもの	○	
		上記以外		○
支払関係	性能	仕様及び要求事項に適合しないもの		○
	損害の補償	作業等によって施設に生じた損害		○
	金利の変動	市中金利の変動		○
保守・保証関係	支払遅延	賃借人の責による支払の遅延により賃貸人に与えた損害	○	
	保守費用の増大	賃借人の指示又は都合によるもの	○	
		上記以外		○
	性能	設置後の経年劣化等により仕様及び要求事項に適合しなくなったもの		○
		仕様及び要求事項に適合しなくなった物件により、賃借人及び施設利用者に生じた損害並びに施設運営・業務への障害		○
	物件の損傷 (保守期間の始期前に生じた損害を含む)	賃借人又は施設利用者の故意又は重大な過失に起因する損傷	○	
		上記以外		○
	賃借人による改修工事	製品に関する保証		○
		施工に関する保証 (賃借人が発注した工事等の受注者が施工した場合)	○	
		施工に関する保証 (賃貸人と下請負契約を締結した者が施工した場合)		○

表. 予想されるリスクと責任分担 (続き)

1.7 その他の条件

- (1) 賃貸人以外の事業者が、物件の設置作業（現地試験を含む）や保守等、当該契約の一部を履行する場合は、あらかじめ書面により通知し、賃借人の承認を得ること。なお、契約期間中に当該事業者を変更する場合も、また同様とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、施工に当たり本仕様書によることが困難又は不都合な場合、疑義がある場合は、賃借人及び賃貸人で協議を行うものとし、賃貸人はその都度打合せ記録書を作成し提出するものとする。
- (3) 適切な物件の選定及び設置のため、本仕様書を必要最小限度で変更することができる。ただし、仕様変更による賃貸借料の変更は、賃借人及び賃貸人で協議の上、決定する。
- (4) 施設の統廃合等により物件を移設する場合又は物件を一時的に取外して再取付けする場合、賃借人と賃貸人で協議の上で対応を決定するものとする。
- (5) 施設利用者からグレア等による苦情があった場合、現地調査を実施の上で対策を検討し、早急に改善を行うこと。

・現状照明器具一覧（前橋東警察署）

天井高 3 m以上は備考に付記

No.	記号	部屋名	照明器具	ランプ	器具台数	総ランプ数	備考
		【1F】					
1	D-1	会計課	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	9	18
2	D-1	遺失物倉庫	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
3	D-1	物品倉庫	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
4	U	前室	300□シーリング	FCL20	シーリング	1	1
5	D-1	調室1	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
6	D-1	保管室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
7	D-1	交通課	直付下面開放40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	12	24
8	D-1	交通課	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	33	66
9	D-1	交通課	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
10	B	交通課	ミラー灯	FL15	グロースタータ式直管	1	1
11	D-1	更衣室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
12	D-1	倉庫	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
13	X-2	男子便所	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	1	1
14	D-1	男子便所	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
15	D-3	男子便所	40形ブラケット	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
16	C-2	女子便所	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
17	D-1	女子便所	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
18	C-1	廊下	埋込20形1灯	FL20	直管型蛍光灯	2	2
19	D-1	ホール	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	9	18
20	C-1	風除室	620□埋込スクエア	FL20	直管型蛍光灯	1	4
21	X-3	軒下	防湿ブラケット	FCL20	ブラケット	6	6
22	C-2	入口壁面	赤色ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	2	4
23	D-1	警務課	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	13	26
24	D-1	行政相談室	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	2
25	D-1	交換室	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	4
26	X-2	階段下倉庫	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	1	1
27	C-2	階段室	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
28	I-2	階段	埋込40形1灯 非常灯兼用	FLR40	埋込型非常灯兼用	1	1
29	L-2	保護室	150φダウンライト	FDL18	ダウンライト	1	1
30	D-1	保護室	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	2
31	T	保護室	常夜灯	IL40W		1	1
32	O	保護室	200φダウンライト	IL60W	ダウンライト	1	1
33	X-2	保護室	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	1	1
34	C-1	廊下	埋込20形1灯	FL20	直管型蛍光灯	2	2
35	V	宿直室	シーリング	FCL40		3	3
36	D-1	拳銃庫	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	2
37	L-3	署長室	150φダウンライト	BHRF160W	ダウンライト	3	3
38	C-2	署長室	ミラー灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
39	D-1	署長室	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	12	24
		【2階】					
40	D-1	捜査本部室	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	9	18
41	I-3	捜査本部室	埋込40形2灯 非常灯兼用	FLR40	埋込型非常灯兼用	1	2
42	D-1	地域課	直付下面開放40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	15	30
43	D-1	男子更衣室兼印刷室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	8	8
44	D-1	女子更衣室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
45	B	女子更衣室	ミラー灯	FL15	グロースタータ式直管	1	1
46	S	和室	ペンダント	FCL42 + 30		1	1
47	D-1	相談室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
48	D-1	生活安全課	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	9	18
49	I-3	生活安全課	埋込40形2灯 非常灯兼用	FLR40	埋込型非常灯兼用	1	2
50	H-2	廊下	逆富士20形2灯 非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	3	6
51	L-2	廊下	150φダウンライト	FDL18	ダウンライト	2	2
52	C-1	湯沸室	逆富士20形1灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
53	D-1	刑事一課	埋込40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	18	36
54	I-3	刑事一課	埋込40形2灯 非常灯兼用	FLR40	埋込型非常灯兼用	3	6
55	D-1	刑事一課	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	2
56	D-1	刑事一課	トラフ40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	2
57	D-1	調室×3	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	3	6
58	X-2	暗室	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	2	2
59	A	暗室	表示灯	FL10	グロースタータ式直管	1	1
60	D-1	調室×3	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	3	6
61	H-1	階段室	逆富士20形1灯 非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	1
62	C-2	階段室	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
63	I-2	階段	埋込40形1灯 非常灯兼用	FLR40	埋込型非常灯兼用	1	1

No.	記号	部屋名	照明器具	ランプ	器具台数	総ランプ数	備考
		【3階】					
64	D-1	待合室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
65	X-3	便所	防湿ブラケット	FCL20	ブラケット	1	1
66	X-3	洗面所	防湿ブラケット	FCL20	ブラケット	1	1
67	C-1	湯沸室	逆富士20形1灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
68	D-1	留置所管理室	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	5	10
69	D-1	留置所管理室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	3	3
70	H-1	留置所管理室	逆富士20形1灯 非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	1
71	D-1	調室×8	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	8	16
72	C-2	階段室	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
		【4階】					
73	E	大会議室	直付110形1灯	FLR110	直管型蛍光灯	16	16
74	D-3	大会議室	埋込40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
75	E	刑事二課	直付110形1灯	FLR110	直管型蛍光灯	8	8
76	D-1	警備課	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	7	14
77	D-1	倉庫3	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	4	4
78	D-1	資料室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
79	D-1	男子便所	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
80	X-2	男子便所	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	1	1
81	D-3	男子便所	40形ブラケット	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
82	D-1	女子便所	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
83	C-2	女子便所	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
84	C-1	湯沸室	逆富士20形1灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
85	H-2	廊下	逆富士20形2灯 非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	3	6
86	D-1	階段室	埋込40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
87	C-2	階段室	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
		【5階】					
88	D-1	通信機械室	トラフ40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	10	20
89	D-1	機械室	トラフ40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	4	8
90	D-1	階段室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
91	C-2	屋上	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
92	C-2	屋外階段①	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	4	4
93	C-2	屋外階段②	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	4	4
		【車庫棟1階】					
94	D-1	車庫①	トラフ40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	4	4 高さ5.3m 高所機材
95	D-1	車庫②	トラフ40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	6	6
96	D-1	倉庫	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	3	3
97	D-1	交通課倉庫	トラフ40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	3	3
98	C-2	霊安室前	20形ブラケット	FL20	直管型蛍光灯	1	1
99	D-1	霊安室	逆富士40形2灯	FLR40	直管型蛍光灯	8	16
100	G-2	霊安室	逆富士40形2灯 防水	FLR40	直付型照明（直管型蛍光灯）	1	2
101	X-2	倉庫	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	1	1
		【車庫棟2階】					
102	D-1	道場	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	42	42
103	D-1	器具庫	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	2	2
104	X-2	シャワー室	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	3	3
105	D-1	階段室	逆富士40形1灯	FLR40	直管型蛍光灯	1	1
106	C-1	階段室	逆富士20形1灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
107	X-2	階段室	電球ブラケット	IL60W	ブラケット	1	1
108	C-1	トイレ	逆富士20形1灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
		【外回り】					
109	Q-2	外回り	防犯灯	HF100		2	2
110	Q-1	駐車場	道路灯	HF250		7	7 高さ5m 高所機材
111	P	外回り（屋上）	投光器	HF1000		2	2 屋上から作業可能

・現状照明器具一覧（大泉警察署）

天井高 3 m 以上は備考に付記

No.	記号	部屋名	照明器具	ランプ	器具台数	総ランプ数	備考
		【本庁舎1階】					
1	D-2	印刷室	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
2	D-2	行政相談室	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
3	D-2	調室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
4	L-1	調室前	ダウンライトφ150横差し	FHT24	ダウンライト	2	2
5	D-2	保護室	埋込40形2灯式常夜灯付E26L	HF32	直管型蛍光灯	1	2
6	T	保護室	埋込40形2灯式常夜灯付E26L	IL 40W	常夜灯	1	1
7	D-2	給湯室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
8	C-2	給湯室	キッチン灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
9	C-2	WC	ミラー灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
10	D-2	WC	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
11	X-1	WC	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	2	2
12	C-2	多目的WC	ミラー灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
13	D-2	多目的WC	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
14	D-2	玄関・ホール	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	4
15	K	軒下	フランジスポット	150W	スポットライト	1	1
16	D-2	通信室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
17	D-2	通信室	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	3	3
18	C-1	通信室	吊り下げ下面開放20形3灯式	FL20	直管型蛍光灯	2	6
19	X-1	通信室	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
20	C-1	通信室	吊り下げ下面開放20形2灯式	FL20	直管型蛍光灯	1	2
21	D-2	機械室	トラフ40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	4	8
22	D-2	拳銃室	トラフ40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
23	R	拳銃室	防爆照明	IL 100		1	1
24	X-1	拳銃室前	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
25	X-1	倉庫	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
26	X-1	階段	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
27	H-2	階段	逆富士20形2灯式非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	2
28	X-3	階段	ブラケットφ350防水	FCL20+30	ブラケット	1	1
29	D-2	署長室	埋込40形2灯式	FL40	直管型蛍光灯	4	8
30	D-2	交通・行政・警務課	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	22	44
31	D-2	会計課	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	5	10
32	D-2	会計課	トラフ40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
33	D-2	会計課	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	2
34	X-1	階段	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
35	H-2	階段	逆富士20形2灯式非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	2
36	X-1	倉庫	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
37	C-1	廊下	逆富士20形2灯式	FL20	直管型蛍光灯	2	4
38	D-2	廊下	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	8	16
39	W	外壁	20形ブラケット	FL20	ブラケット	1	1
40	P	駐車場側（屋上）	投光器	HF1000		4	4 屋上から作業可能
		【本庁舎2階】					
41	J	階段	20形階段灯	FL20	階段通路誘導灯	1	1
42	H-2	階段	逆富士20形2灯式非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	2
43	D-2	更衣室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
44	V	更衣室	ペンダント	FCL40+30	シーリング	1	1
45	D-2	留置管理室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	7	14
46	D-2	留置管理室	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
47	D-2	鑑識資料室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	4	8
48	C-1	給湯室	逆富士20形1灯式	FL20	直管型蛍光灯	2	2
49	X-1	倉庫	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
50	C-1	女WC	逆富士20形	FL20	直管型蛍光灯	1	1
51	D-2	男WC	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
52	C-2	男WC	ミラー灯	FL20	直管型蛍光灯	2	2
53	D-2	待合コーナー	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
54	J	階段	20形階段灯	FL20	階段通路誘導灯	1	1
55	H-3	階段	埋込20形2灯式非常灯兼用	FL20	埋込型非常灯兼用	1	2
56	D-2	廊下	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
57	C-1	廊下	逆富士20形1灯式	FL20	直管型蛍光灯	1	1
58	X-3	廊下	ブラケットφ350防水	FCL20+30	ブラケット	1	1
59	D-2	調室1	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
60	D-2	調室2	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
61	D-2	調室3	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
62	D-2	調室4	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
63	D-2	調室5	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
64	C-1	廊下	逆富士20形1灯式	FL20	直管型蛍光灯	3	3

No.	記号	部屋名	照明器具	ランプ	器具台数	総ランプ数	備考
		【本庁舎3階】					
65	D-2	防具室	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
66	D-2	倉庫	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
67	J	階段	20形階段灯	FL20	階段通路誘導灯	1	1
68	X-1	階段	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
69	H-1	階段	逆富士20形1灯式非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	1
70	H-2	廊下	逆富士20形2灯式非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	2
71	D-2	取締係	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	5	10
72	X-1	シャワー・脱衣室	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	3	3
73	C-2	シャワー・脱衣室	ミラー灯	FL20	直管型蛍光灯	1	1
74	X-1	湯沸室	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
75	X-1	洗面室	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	1	1
76	C-2	洗面室	ミラー灯	FL20	直管型蛍光灯	2	2
77	L-1	廊下	ダウンライトφ150横差し	FHT24	ダウンライト	4	4
78	H-2	廊下	逆富士20形2灯式非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	4	8
79	D-2	道場	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	22	22
80	I-1	道場	逆富士40形非常灯兼用	FL40	直付型非常灯兼用	2	2
81	D-2	参考人室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
82	D-2	調室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
83	D-2	刑事課	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	16	32
84	C-1	WC	逆富士20形1灯式	FL20	直管型蛍光灯	2	2
85	D-2	書庫	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	4	8
86	H-3	階段	埋込20形2灯式非常灯兼用	FL20	埋込型非常灯兼用	1	2
87	J	階段	20形階段灯	FL20	階段通路誘導灯	1	1
88	H-2	廊下	逆富士20形2灯式非常灯兼用	FL20	直付型非常灯兼用	1	2
89	F-2	廊下	埋込スクエア□250	FML36	スクエア照明（コンパクト蛍光灯）	1	2
90	D-2	相談室・支援室	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	2
91	D-2	相談室・支援室	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	4
92	D-2	RF	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	2
		【西庁舎1階】					
93	X-1	洗濯室	電球ブラケットL色	IL60	ブラケット	2	2
94	G-1	洗濯室	逆富士40形1灯式防水	HF32	直付型照明（直管型蛍光灯）	2	2
95	D-2	倉庫1	逆富士40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	10	20
96	D-2	倉庫2	トラフ40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	6	12
97	D-2	倉庫3	トラフ40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	3	6
98	D-2	倉庫4	トラフ40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	6	6
99	D-2	文書庫	トラフ40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	1
100	D-2	文書庫	トラフ40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	4
101	L-1	階段・ホール	ダウンライトφ150横差し	FHT24	ダウンライト	2	2
102	D-2	霊安室	トラフ40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	4	8
103	X-3	外壁	屋外ブラケット□250	FML27	ブラケット	3	3
104	W	外壁	20形ブラケット	FL20	ブラケット	5	5
105	D-2	車庫	トラフ40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	2
		【西庁舎2階】					
106	D-2	休憩室	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
107	V	和室	ペンダント	FCL40+30	シーリング	2	2
108	D-2	地域課	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	10	20
109	D-2	中会議室	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	7	14
110	D-2	倉庫	逆富士40形1灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	2
111	D-2	生活安全課	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	18	36
112	F-1	生活安全課	埋込スクエア□450	FPL36	スクエア照明（コンパクト蛍光灯）	1	3
113	D-2	相談室	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
114	D-2	調室	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
115	F-2	廊下	埋込スクエア□250	FML36	スクエア照明（コンパクト蛍光灯）	9	18
116	C-1	湯沸室	逆富士20形2灯式	FL20	直管型蛍光灯	1	2
117	N	WC1	ダウンライトφ175	FHT24	ダウンライト	1	1
118	L-1	WC1	ダウンライトφ150	FDL18	ダウンライト	3	3
119	L-1	WC2	ダウンライトφ150	FDL18	ダウンライト	4	4
120	J	階段	20形階段灯	FL20	階段通路誘導灯	1	1
121	I-1	階段	逆富士40形1灯式非常灯兼用	FL40	直付型非常灯兼用	1	1
122	F-2	廊下	埋込スクエア□250	FML36	スクエア照明（コンパクト蛍光灯）	3	6
		【西庁舎3階】					
123	D-2	刑事課	埋込40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	10	20
124	M	刑事課	ダウンライトφ125E17L色	IL40	ダウンライト	2	2
125	D-2	大会議室	埋込40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	16	32
126	M	大会議室	ダウンライトφ125E17L色	IL40	ダウンライト	2	2
127	D-2	生活安全課	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	8	16
128	D-2	更衣室	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2

No.	記号	部屋名	照明器具	ランプ	器具台数	総ランプ数	備考
129	D-2	調室	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	1	2
130	D-2	倉庫	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	2	4
131	D-2	警備課	下面開放40形2灯式	HF32	直管型蛍光灯	8	16
132	F-2	廊下	埋込スクエア□250	FML36	スクエア照明（コンパクト蛍光灯）	8	16
133	L-1	廊下	ダウンライトφ150横差し	FHT24	ダウンライト	4	4
134	C-1	湯沸室	逆富士20形2灯式	FL20	直管型蛍光灯	1	2
135	N	WC1	ダウンライトφ175	FHT24	ダウンライト	1	1
136	L-1	WC1	ダウンライトφ150	FDL18	ダウンライト	3	3
137	N	WC2	ダウンライトφ175	FHT24	ダウンライト	2	2
138	L-1	WC2	ダウンライトφ150	FDL18	ダウンライト	2	2
139	J	階段	20形階段灯	FL20	階段通路誘導灯	1	1
140	I-1	階段	逆富士40形1灯式非常灯兼用	FL40	直付型非常灯兼用	1	1
141	F-2	廊下	埋込スクエア□250	FML36	スクエア照明（コンパクト蛍光灯）	3	6

【器具仕様表】照明器具別要求事項

	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2	D-3	E	F-1	F-2	G-1	G-2	H-1
種別	グロースタータ式直管	グロースタータ式直管	直管型蛍光灯	直管型蛍光灯	直管型蛍光灯	直管型蛍光灯	直管型蛍光灯	直管型蛍光灯	スクエア照明(コンパクト蛍光灯)	スクエア照明(コンパクト蛍光灯)	直付型照明(直管型蛍光灯)	直付型照明(直管型蛍光灯)	直付型非常灯兼用
	FL10	FL15	FL20	FL20	FLR40/FL40	HF32	FLR40	FLR110	FPL36	FML36	HF32	FLR40	FL20
ランプ数量	1	2	38	29	497	456	4	24	3	48	2	1	3
ランプ光束	600lm以上	750lm以上	1000lm以上	1000lm以上	2000lm以上	2500lm以上	2000lm以上	5400lm以上	1500lm以上	2370lm以上	2500lm以上	5200lm以上	1000lm以上
色温度	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K
設計寿命	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	50000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上
調光	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	非調光	非調光	-
口金/埋込寸法	G13	G13	G13	G13	G13	G13	G13	R17d	GY10q-6、GY10q-9	GX10q	W80	W80	W150
その他				材質：ガラス			材質：ガラス		器具交換	器具交換	器具交換、防雨・防湿形	器具交換、防雨・防湿形	器具交換

	H-2	H-3	I-1	I-2	I-3	J	K	L-1	L-2	L-3	M	N	O
種別	直付型非常灯兼用	埋込型非常灯兼用	直付型非常灯兼用	埋込型非常灯兼用	埋込型非常灯兼用	階段通路誘導灯	スポットライト	ダウンライト	ダウンライト	ダウンライト	ダウンライト	ダウンライト	ダウンライト
	FL20	FL20	FL40	FLR40	FLR40	FL20	ビームランプ150W	FDL18/FHT24	FDL18	BHRF160W	IL40	FHT24	IL60
ランプ数量	15	2	4	2	5	6	1	24	3	3	4	4	1
ランプ光束	2000lm以上	1540lm以上	2000lm以上	1920lm以上	3870lm以上	2000lm以上	1000lm以上	750lm以上	799lm以上	951lm以上	400lm以上	750lm以上	810lm以上
色温度	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	3000K	3000K	2700～3000K	5000K	2700～3000K
設計寿命	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上
調光	-	-	-	-	-	-	-	非調光	PWM	PWM	非調光	非調光	-
口金/埋込寸法	W230	W300	W230	W190	W300		E26	φ150	φ150	φ150	φ125	φ175	φ200、E26
その他	器具交換	器具交換	器具交換	器具交換	器具交換	器具交換、人感センサー付	器具交換、防雨形	器具交換、防雨型	器具交換	器具交換	器具交換	器具交換、防雨型	ランプ交換

	P	Q-1	Q-2	R	S	T	U	V	W	X-1	X-2	X-3
種別	投光器	道路灯	防犯灯	防爆照明	ペンダント	常夜灯	シーリング	シーリング	ブラケット	ブラケット	ブラケット	ブラケット
	HF1000	HF250	HF100	IL100	FCL42+30	IL40	FCL20	FCL40/FCL40+30	FL20	IL60	IL60	FML27
ランプ数量	6	7	2	1	1	2	1	6	6	17	11	13
ランプ光束	41100lm以上	2600lm以上	3000lm以上	890lm以上	4100lm以上	485lm以上	1240lm以上	4000lm以上	1000lm以上	810lm以上	810lm以上	1091lm以上
色温度	5000K	5000K	5000K	5000K	6500K	2700～3000K	5000K	2700～6500K	5000K	3000K	5000K	5000K
設計寿命	60000時間以上	60000時間以上	40000時間以上	60000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	50000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上
調光	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
口金/埋込寸法			E26			E26	G10q		G13	E26	E26	GX53 φ300
その他	器具交換	器具交換	ランプ交換、防塵・防水防湿	器具交換、防爆形	器具交換	ランプ交換	ランプ交換	器具交換	器具交換、防雨・防湿型	ランプ交換	ランプ交換	器具交換、防雨形

※ ランプ数量は、L E D化された後の想定数量を示す。（契約後、施工方法の変更によりランプ数量が変更となる場合は、別途協議する。）

※ ランプ交換、器具交換問わず、製品選択の際は、仕様書本文及び本表で求める性能を遵守すること。

前橋東警察署及び大泉警察署 LED 照明器具賃貸借
契約条項（案）

群馬県警察本部長 倉木 豊史（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、乙が所有する LED 照明器具（以下「物件」という。）の賃貸借に関し次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件の内容）

第 1 条 賃貸借物件の仕様及び数量は、別添「前橋東警察署及び大泉警察署 LED 照明器具賃貸借 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりである。

（契約金額）

第 2 条 契約金額 金 _____ 円
（内消費税額及び地方消費税額 _____ 円）

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので入札金額に 100 分の 10 を乗じて得た額（円未満の端数は切り捨て）である。

2 年度別年支払額は、以下のとおりとする。

令和 8 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 9 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 10 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 11 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 12 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 13 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 14 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 15 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 16 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 17 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)

3 甲は、予算の都合により必要があるときは、甲乙協議し、前項の年度別支払額を変更することができる。

（物件設置場所）

第 3 条 物件の設置場所は、仕様書の別添「現状照明器具一覧」のとおりである。

（賃貸借期間）

第 4 条 本契約は、116 ヶ月（9 年 8 ヶ月間）を賃貸借期間とした賃貸借契約とする。

- 2 契約期間は、令和7年 月 日から令和18年3月31日までとする。
- 3 賃貸借期間は、令和8年8月1日から令和18年3月31日までとする。

(契約の趣旨)

第5条 乙は、甲に対し、本契約の条項にしたがって、物件の賃貸借及び運用維持保守からなるサービスを行うことを約し、甲はこれに対し本契約記載の賃貸借料を支払うことを約定するものとする。

(賃貸借料)

第6条 物件の賃貸借料は、第2条第1項の契約金額のとおりとする。

- 2 賃貸借料は、賃貸借期間の始期から起算し、この契約期間終了日までを賃貸借期間として計算する。

(検査)

第7条 乙は、この契約の履行に係る業務を完了したときは、甲の指示する手続に従って、業務完了届とともに、「仕様書 10 提出書類」に記載の書類一式を、遅滞なく甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の業務完了届を受理したときは、検査を行うこととする。
- 3 前項の検査に要する全ての費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、検査の結果、契約書類の記載内容及び甲乙協議により定めた事項と適合しない部分について、甲から補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けるものとする。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

(賃貸借料の支払)

第8条 甲は、乙に対し各年の9月末(6ヵ月分。ただし令和8年度にあつては8月～9月末の2ヵ月分)から10日以内に、及び翌年の3月末日(6ヵ月分)に当該期間における本契約の履行状況について検査を行うものとする。検査合格後、乙は、甲に対し、当該期間について本契約に基づく契約代金の支払請求をすることができる。

- 2 甲は、前項の支払い請求があつたときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 3 第1項の請求額は、初回金_____円(うち消費税及び地方消費税額は、金_____円)とし、2回目以降は金_____円(うち消費税及び地方消費税額は、金_____円)とする。

(物件の運送経費)

第9条 乙は、物件を甲の指定する設置場所に搬入するために要する運送料及びその他運送諸経費のすべてを負担するものとする。

(物件の取外し・取付け・撤去)

第10条 甲は、物件を取外し及び取付け、又は撤去する必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

2 物件の取外し及び取付け、又は撤去によって契約内容を改定する必要がある場合は変更契約を締結するものとする。

(物件の移転)

第11条 物件の設置場所を変更する必要があるときは、甲乙協議して移転するものとする。この場合の物件の移転に要する費用は、その変更の事由が甲にあるときは甲が、乙にあるときは乙が、それぞれ負担するものとする。

(賃貸借期間終了後の物件の取扱い)

第12条 契約期間満了の際には、乙は、物件を甲に無償譲渡する。

(物件の故障)

第13条 物件が故障等により使用不能となった旨、甲から乙に対して通知があったとき、乙は速やかに物件の補修又は取替え等を行い、機能復帰しなければならない。

2 前項に規定する補修又は取替え等に必要の費用は、賃貸借料に含むものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたときは、この限りでない。

3 その他詳細は、仕様書によるものとする。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、物件の規格、性能、機能、設置等に不適合、不完全その他契約不適合があった場合は、特別の定めのない限り、修補、取替え、補足等による履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

2 甲は、本物件が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(管理義務)

第15条 甲は、物件を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

- 2 乙は、甲が求める場合、年に一度、物件の点検を行い、性能、機能が発揮されている旨を確認すること。性能、機能に不備があった場合、補修又は取替え等により機能復帰すること。ただし、対象施設が複数ある場合、甲乙協議により、各年度に点検する施設について決定することとする。

(損害賠償義務)

第16条 甲の故意又は重大な過失により物件に損害が生じたときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

- 2 前項の場合において動産総合保険等で填補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(立入権及び秘密保持義務)

第17条 乙は、物件の納入、設置、調整、管理及び取引等のため、物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙は、本契約に基づき知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この場合において乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

(契約変更)

第18条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、又は一時中止、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めることとする。

(解除等)

第19条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であ

ることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第21条 乙が、第19条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第22条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(協議)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

2 契約の履行を妨げる重大な事由が発生、又はその発生が相当程度予見される場合は、甲乙それぞれ速やかにその事由を相手方に通知し協議を行わなければならない。

(物件の所有権)

第24条 物件の所有権は契約期間中を通じて乙に属する。

2 契約期間満了の際には、第12条に規定のとおりとする。

(権利の譲渡)

第25条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を他人に譲渡、又は承継させてはならない。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県警察本部長 倉木 豊史 印

乙

印

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 受注者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 発注者が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 発注者が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したものの

(下請負の禁止)

第2条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、発注者の許可を得るものとする。

2 前項ただし書により受注者が下請負をさせる場合、受注者は受注者と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 発注者は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書により受注者が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者（現場代理人等の兼職を認める。）を指定し、施工体系図等に明示して発注者に通知するものとする。

(守秘義務)

第4条 受注者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3 受注者又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

(管理)

第5条 受注者は、本契約に基づき、発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。

3 受注者は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。

4 受注者は、業務情報について、本契約が終了したとき又は発注者から廃棄を求められたときは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。

5 受注者は、業務情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

6 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。

7 受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。

(脆弱性対策等の実施)

第6条 受注者は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 受注者は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況を確認すること。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い、又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- 四 一号から三号までに掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

（情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任）

第9条 受注者は、受注者の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置）

- 第10条 受注者は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
 - 3 第8条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、受注者は発注者が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
 - 4 受注者は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて発注者に提出するものとする。
 - 5 第8条に規定する事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
 - 6 前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

（情報セキュリティ監査）

- 第11条 発注者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、受注者は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に発注者に提出することとする。
- 2 発注者は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
 - 3 受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による取扱施設への立入り及び関係書類

の閲覧等)をしなければならない。

- 4 発注者が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
- 5 受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を発注者に報告することとする。
- 6 発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
- 7 受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

- 第12条 発注者は、第8条に規定する事故が、受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。